

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧 【北海道・東北地方】（令和2年4月現在）

★は新規施策

<北海道>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業（福祉振興・介護保険基盤整備事業）） （R2年度予算額 4,280,000千円の内数）	市町村（指定都市及び中核市除く。）	地域づくり推進事業（福祉振興・介護保険基盤整備事業：補助率1/2） 1 共生型地域福祉拠点整備・促進事業 高齢者、障害のある人、子どもなどが地域住民と共に集う地域のコミュニティ活動の場において、支援を必要とする者等がお互いに支え、支えられながら安心して地域で生活することができる共生型地域福祉拠点の整備及び設置を促進する。 ①共生型地域福祉拠点整備事業 ②共生型地域福祉拠点促進支援・人材養成事業 2 健全育成促進設備整備事業 児童の健全育成や子育て支援を推進するために必要な設備を整備する。	北海道 保健福祉部福祉局地域福祉課 TEL 011-204-5267 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 TEL 011-206-6328
★札幌市子ども食堂活動支援補助金 （R2年度予算額 2,500千円）	札幌市内で子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体	子どもの居場所づくり活動を新たに開始する場合、又はこれまでの活動内容の拡充や機能の強化を図って取り組む場合、活動にかかる経費の一部を補助。 ・対象経費：物品購入費、会場使用料、普及啓発費、保険料などの経費 ・補助率：対象経費の2/3以内 ・補助金額：1団体につき10万円以内 ・補助対象期間：令和2年8月1日から令和3年3月31日まで	札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの暮らし支援担当課 TEL 011-211-2947
石狩市子どもの居場所づくり推進事業交付金 （R2年度予算額 1,524千円）	次の①～③の要件を全て満たす団体 ①石狩市内に主な活動拠点を有すること。 ②団体が法人格を有しない場合は、団体の構成員が5人以上であり、構成員の過半数が石狩市に在住又は在勤していること。 ③組織の運営に関する規則等を備え、予算及び決算を的確に行い、事業を適切に行う見込みがあると認められること。	一定の条件を満たす子どもの居場所づくり（①又は②）を行う団体に交付金を交付する。 ①食事の調理提供を行う子どもの居場所づくりの実施に要する経費（1日につき7,000円、上限20万円） ②学習支援を行う子どもの居場所づくりに要する経費（1日につき12,000円、上限40万円）	石狩市 保健福祉部子ども政策課 TEL 0133-72-3631

<p>子どもの生活・学習支援事業 (R2年度予算額 6,400千円)</p>	<p>市内で子ども食堂を実施するNPO</p>	<p>生活上の様々な困難や課題を抱える子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう居場所づくりを進め、子どもの生活向上を図ることを目的とする。</p> <p>①基本的な生活習慣の習得支援 ②学習支援 ③食事の提供 (1団体につき、委託額160万円)</p>	<p>恵庭市 子ども未来部子ども家庭課 TEL 0123-33-3131 (内線1234)</p>
<p>★岩内町まちづくり活動支援補助金 (R2年度予算額 400千円)</p>	<p>町内に活動拠点を有する非営利活動団体で、5人以上の会員で組織されている団体。 (組織の運営に関する規約等を有し、政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。)</p>	<p>協働のまちづくりの理念による地域の活性化を図ることを目的とした事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>上限20万円 (補助率2/3) 対象外経費 団体の運営経費、人件費、食糧費に相当する経費</p>	<p>岩内町 企画経済部企画産業課 (企画・原子力発電所担当) TEL 0135-67-7094</p>
<p>ひとり親家庭等生活支援事業(子どもの生活・学習支援事業) (R2年度予算額 5,020千円)</p>	<p>市内で子ども食堂を実施するNPO</p>	<p>生活上の様々な困難や課題を抱える子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことが出来るよう居場所づくりを進め、子どもの生活向上を図ることを目的とする。</p> <p>①食事の提供 ②基本的な生活習慣の習得 ③支援学習支援</p>	<p>洞爺湖町 総務部健康福祉課 TEL 0142-74-3001 (直通)</p>
<p>子どもの居場所づくり支援補助金 (R2年度予算額 660千円)</p>	<p>市内で子供食堂、学習支援、プレーパークの活動を実施する市民団体等</p>	<p>子どもの居場所づくりの活動に伴う以下の費用を補助する。</p> <p>○会場使用料 上限額 3万円(補助率10/10) ○保険料 上限額 5万円(補助率10/10)</p>	<p>旭川市 子育て支援部子育て支援課 TEL0166-25-9128 http://outwww.intra.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/228/230/d059755.html</p>
<p>地域まちづくり推進事業補助金・負担金 「子どもの居場所づくり事業」 (R2年度予算額 1,050千円)</p>	<p>地域まちづくり推進協議会※(以下「協議会」という。)の意見が反映された事業のうち、設立目的が異なる団体又はその構成員や住民が複数で組織する団体、もしくは、協議会の委員を推薦している団体又はその構成員のみで組織する団体</p> <p>※住民組織(町内会の連合的組織である地区市民委員会等)、福祉(地区社協、民生児童委員等)、経済団体(商工、農業等)、教育関係(小中学校長、PTA等)など多様な地域の担い手で構成される組織(市の懇談会)で全市15地域に設置。</p>	<p>学習支援や、学習支援を含む子ども食堂の取組を支援</p> <p>○会場使用料、消耗品費、謝金等に対する補助 上限額 15万円(補助率10/10)</p> <p>※当該事業を立ち上げる際は、市との協働による負担金事業として実施(最大2年まで立ち上げを支援)</p>	<p>旭川市 市民生活部地域まちづくり課 TEL 0166-25-6357 子育て支援部子育て支援課 TEL 0166-25-9128</p>

★地域活性化応援事業補助金 (R2年度予算額 2,000千円)	5名以上で構成され、町内在住者が構成員の5割以上を占める団体	補助対象団体が行う自主的な活動で、地域の活性化および地域における課題の解決を目的とした事業 ○上限額 20万円(同一事業は3回を限度とする)	東神楽町 まちづくり推進課 TEL 0166-83-2113
天塩町子どもの居場所づくり推進事業 (R2年度予算額 808千円)	公益法人、一般法人、NPO等で、地域支えあいサロンにおいて、学習支援等の居場所づくりが運営できるもの	天塩町地域支えあいサロンみらくるにて週3日困難や課題を抱える子どもに学習支援や食事の提供を行い身近な場所での居場所をつくる。 (事業については民間事業者へ委託し、実施)	天塩町 役場福祉課福祉係 TEL 01632-2-1001
稚内市協働のまちづくり活動支援事業補助金 (R2年度予算額 600千円)	NPOや任意団体など体で、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための活動を行う団体	市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民団体の自主的な活動に対して補助金を交付する。 ①地域の活性化または問題解決につながる事業 ②新たに取り組む事業または既存の事業を拡充する事業 ③広く波及効果が期待される公益的な事業 ○上限額 30万円(補助対象経費の2/3以内)	稚内市まちづくり政策部 地方創生課計画経営グループ TEL 0162-23-6187
子ども食堂運営支援事業 (R2年度予算額 420千円)	町内の社会福祉法人及びボランティアグループ	子どもの居場所づくりを目的として子ども食堂の運営を開始する団体の給食用備品の整備等を支援する。(補助率10/10)	音更町 保健福祉部子ども福祉課子育て支援係 TEL 0155-42-2111 (536)
子どもの居場所づくり推進事業 (R2年度予算額 2,205千円)	町内で子どもの居場所づくりを実施する団体	子どもの居場所の提供、学習支援、食事の提供等を委託する。	芽室町 子育て支援課子育て支援係 TEL 0155-62-9733
足寄町学習塾運営業務(指定管理料) (R2年度予算額 35,640千円)	指定管理者制度による受託者	足寄高校生対象の無料の学習塾にて、個別指導を提供。 ※学習塾は公設民営(指定管理者制度)	足寄町 教育委員会教育総務室 TEL 0156-25-3188
子どもの居場所づくり補助金 (R2年度予算額 120千円)	町内団体	子どもの貧困対策(子ども食堂開催1回/月)のための事業に必要な人件費を補助する。	弟子屈町 健康こども課こども支援係 TEL015-482-2935

<青森県>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
★弘前市地域共生社会実現サポート事業費補助金	一般財団法人みらいねっと弘前	<p>こども食堂等を拠点とした多世代交流の居場所づくりを推進し、もって地域共生社会の実現のために、子ども居場所づくり支援ネットワーク事業を支援する。</p> <p>補助率：9/10（上限50万円）</p>	<p>弘前市企画部企画課 TEL 0172-40-7021</p>

<岩手県>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
岩手県子どもの居場所づくり推進事業費補助 （R2年度予算額 5,500千円）	市町村 ※ 市町村の補助対象 子どもの居場所づくり事業を実施する社会福祉法人や 特定非営利活動法人等	市町村が、子どもの居場所の新規開設及び機能強化を行う団体等に対し、立ち上げ又は機能強化に要する経費を補助する場合に、その経費の一部を補助する。（県1/2、市町村1/2） ① 補助基準額（1か所につき1回限り） 新規開設 50万円 機能強化（現に実施している事業に加え、事業を追加して実施する場合） 30万円 ② 対象経費 設備改修費、調理器具購入費、教材・レクリエーション用具 購入費、立ち上げアドバイザー謝金など	岩手県 保健福祉部子ども子育て支援課 TEL 019-629-5461
盛岡市子ども・子育て支援事業補助金 （盛岡市子ども未来基金）	市民、地域活動団体、企業	平成28年度に「盛岡市子ども未来基金」を設置し、基金を活用して子ども・子育て支援の活動を応援。 推進部門は補助上限額300万円。その他の事業は、4/5補助で上限額50万円。 【R2年度推進部門】 ○子どもの居場所づくりに係る活動 ○子どもの貧困対策に資する活動	盛岡市 子ども未来部子ども青少年課企画係 TEL 019-613-8356
金ケ崎町子育て支援活動補助金 （R2年度予算額 350千円）	子育て支援活動団体 （活動拠点が町内であること、営利を目的に していないこと等の条件あり）	未就学の子どもやその保護者を対象とした、子育て支援を活動目的とする団体に対して、次の補助を行う。 ① 団体創設等に要する備品等の購入費用 （補助上限：10万円、交付限度：1回） ② 団体の活動等に要する費用 （補助上限：5万円、交付限度：年1回、連続した3年） ③ 団体の広報活動支援	金ケ崎町 子育て支援課 TEL 0197-44-4611
陸前高田市子ども・子育て支援活動補助金 （R2年度予算額 500千円）	社会福祉法人、ボランティア、NPO、自治会等地域住民（市 内で実施される活動であること、営利を目的にしている、 公序良俗に反しないこと等の条件あり）	（対象事業） ・食事の提供を行う事業を含む子どもの居場所づくり ・勉強・遊びの体験等子どもが安心して過ごせる居場所づくり （おおむね月1回以上、1年以上継続して実施する見込みがある事業） （補助額） ・（新規開設）15万円（1回限り） ・（独立支援）10万円（3年限度）	陸前高田市 福祉部子ども未来課子ども家庭係 TEL 0192-54-2111（内線203）

<p>★宮古市子ども達の暮らしを支えるこども食堂及び親の自立支援事業 (R2年度予算額 5,000千円)</p>	<p>社会福祉法人宮古市社会福祉協議会（業務委託）</p>	<p>生活環境に問題を抱える子どもの世帯に、食事の提供をきっかけとして、正しい食事習慣や生活習慣を身に着けるための相談や支援、指導を行い、養育環境の改善を図るため、こども食堂を実施する。</p>	<p>宮古市 保健福祉部こども課 TEL 0193-68-9084</p>
--	-------------------------------	---	---

<宮城県>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
★子どもの貧困対策市町村支援事業 （R2年度予算額 3,000千円）	市町村	市町村が地域の実情に応じ取り組む子どもの貧困対策事業に対し、事業費の一部を補助するもの。（補助率1/2、上限100万円）	宮城県 子育て社会推進企画推進班 TEL 022-211-2528
子どもの居場所づくり支援事業 （R2年度予算額 7,299千円）	仙台市内で「子ども食堂」を実施する団体	「子ども食堂」の開設・運営を社会福祉法人仙台市社会福祉協議会を通じて支援する（子ども食堂助成金）。 （補助率） 対象経費の5分の4（申請1～2回目） 3分の2（申請3～4回目） 2分の1（申請5回目） （上限額） 新規運営団体：30万円 既存運営団体：20万円	仙台市 子供未来局子育て成育部子供家庭支援課 TEL 022-214-8606
石巻市地域子ども食堂支援事業補助金 （R2年度予算額 550千円）	地域において幅広い子ども等を対象に子ども食堂を開設及び運営する団体	「食」の提供と「見守り」をとおし、安心して過ごせる子どもたちの居場所づくりとして「子ども食堂」の開設及び運営経費の一部を補助する。 補助率 1/2 補助上限 開設補助(1回限り)及び運営補助それぞれ5万円	石巻市 福祉部子育て支援課子育て支援グループ TEL 0225-95-1111
石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金 （R2年度予算額 600千円）	市内において「移動型プレーパーク」を開催する地域団体、NPO団体等	自由な遊びを通じた子どもの健やかな育成に寄与し、子どもを見守る地域コミュニケーションの場として、地域で安心して過ごすことのできる子どもの居場所づくり促進のため、プレーワーカー活動費、消耗品費等事業に要する経費の一部を補助する。 補助率 人件費等3/4、その他経費1/2 補助上限 20万円（開催回数×1万円と補助算定額を比較）	石巻市 福祉部子育て支援課子育て支援グループ TEL 0225-95-1111
塩竈アフタースクール事業 「塩竈市こどもほっとスペースづくり支援事業助成金」 （R2年度予算額 2,000千円）	本市内で市内在住の小学生を中心に、放課後並びに休日、長期休業中の子どもの居場所づくり（こどもほっとスペースづくり）を行う団体等	こどもほっとスペースづくりを行う団体等に対し3年を限度に助成金を交付する。（補助率4/5） 上限額については、新規団体は40万円（初年度のみ）、継続団体は30万円	塩竈市 健康福祉部子育て支援課 TEL 022-353-7797
子ども食堂開設運営事業補助金 （R2年度予算額 150千円）	町内において子ども食堂を開設し、継続的に運営する任意団体または非営利団体 （社会福祉法人及び政治的活動または宗教活動をする団体は除く）	地域で安心して過ごすことの出来る居場所の設置促進を図るため、子ども食堂を開設する団体に対し、補助金を交付する 開設備品購入補助 3万円（1回限り） その他経費補助 12万円（3年間限度）	大河原町子ども家庭課 TEL 0224-53-2251

<p>柴田町子ども食堂開設運営費補助事業 (R2年度予算額 250千円)</p>	<p>子ども食堂を開設及び運営をする団体で以下の要件をすべて満たす者。</p> <p>①3人以上の個人で構成されていること ②公序良俗に反する活動を行わないこと ③営利を目的とする団体でないこと ④特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと ⑤柴田町暴力団排除条例に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団と密接な関係を有しない団体であること</p>	<p>子どもの健やかな成長の促進及び居場所づくりの推進を図るため、子ども食堂を開設及び運営する団体に対し5年を限度に柴田町子ども食堂開設運営費補助金を交付する。</p> <p>①開設に要する経費（初年度のみ） 1点 1万円以上の備品購入費で、事業の実施に最低限必要なものに限る。 補助金の額は上限が3万円とし、かつ当該備品購入費の合計の実支出額と比較し、少ない方の額とする。</p> <p>②運営に要する費用（5年のみ） I. 子どもに提供する食費に要する経費 子どもに提供する食事1食につき200円以内（ただし、食事に要する経費の1食あたりの単価から子供料金を除いた額と200円を比較し、いずれか低い額）で、1回あたり20食を限度とし、かつ上限5万円。 II. I以外の経費 補助対象経費に掛かった費用の2分の1以内で、かつ上限5万円。</p>	<p>柴田町 子ども家庭課子育て支援班 TEL 0224-55-2115</p>
--	--	---	--

<秋田県>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
市民協働事業提案 （子どもの居場所づくりを含む自由提案） （R2年度予算額 8,100千円）	市民活動団体で子どもの貧困対策に関する事業を行うもの	市と市民活動団体が協働で子どもの居場所づくり事業等を実施するために必要な事業費を交付する。 上限額100万円 （事業に直接要する経費）	秋田市 子ども総務課 TEL 018-888-5689 中央市民サービスセンター TEL 018-888-5642
子ども・子育て応援団体支援事業 （R2年度予算額 750千円）	子ども・子育て関係の任意団体	地域で自主的に子ども・子育て支援の取組を行う団体の活動に対して支援する。 ①市内の子ども・子育て団体等が子育て世代の交流の場を提供するなど、子育てを応援する活動に事業費を支援。 ②活動が継続的・安定的に実施されていくことにより、支援される側と支援する側が結びついていくなど、地域の子育て環境と子育て力の向上を図る。 （定期活動分 5万円以内/1団体、イベント分 5万円以内/1団体）	能代市 子育て支援課 TEL 0185-89-2946
子どもの未来支援事業 （R2年度予算額 委託費2,803千円）	小坂町社会福祉協議会	小坂町社会福祉協議会に委託し下記の事業を実施。 ①子供支援サポーターを配置し相談業務や子どもの居場所の運営 支援等をする。 ②子供の貧困対策に関する協議会及び研修会の開催。	小坂町福祉課町民福祉班 TEL 0186-29-3925
子どもの学習・生活支援事業 （R2年度予算額 1,517千円）	市内で子供の貧困対策を行っているNPO法人	貧困の連鎖を防止する観点から児童と保護者の悩み相談の対応も含めた学習支援等を行うにより、児童の生活向上と中途退学者の発生防止を図る。 ○委託内容 ・生活習慣習得支援、生活指導 ・学習習慣を身につける学習支援 ・進路や日常生活に関する相談、解決に向けた関係機関との連携 ・昼食の提供 ○実施時期 ・週1日（6月6日以降の土曜日午後、月3回程度）	鹿角市健康福祉部すこやか子育て課 こども家庭応援班 TEL 0186-30-0235
子ども・若者育成支援事業 （R2年度予算額 委託料6,279千円） ※上記委託料は、子どもの居場所作り、学習支援、子ども・若者総合相談センター運営、修学・就労支援等一式の額	NPO法人長信田の森若者就労支援センター	不登校、ひきこもり、いじめ等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に行うため、左記NPO法人に以下の事業を委託 ・子ども・若者総合相談センターの運営（相談員2名配置） ・子ども・若者の総合相談事業 ・学習支援（町内3カ所）・居場所づくり（町内1カ所）（ほか）	三種町福祉課福祉係 TEL 0185-85-2190

<山形県>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
子どもの居場所運営支援事業 （R2年度予算額 3,600千円）	県内で子どもの居場所づくりに取り組む個人・団体	子ども食堂や学習支援など、子どもの居場所づくりに取り組む者に対し、その運営経費を支援する。 補助金の額：1回の開催につき、上限1万円 ただし、年間上限12万円	山形県 子育て若者応援部子ども家庭課 TEL 023-630-2263
★新庄市子ども食堂開設支援事業補助金 （R2年度予算額 150千円）	市内で子ども食堂を開設する団体	子どもの居場所づくりを目的として子ども食堂の運営を開始する団体に対して、開設準備に必要な備品等の購入費を補助する。（補助率1/2、上限15万円）	新庄市 子育て推進課子育て企画室 TEL 0233-29-5811

<福島県>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
福島県こどもの居場所づくりスタートアップ事業補助金 （R2年度予算額 4,500千円）	公益法人、NPO法人、一般法人、任意団体等、営利を目的としない法人又は団体	新たに子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、その設置に必要な経費を支援する。（最大30万円）	福島県子ども未来局こども・青少年政策課 TEL 024-521-7187
子ども食堂に対する商品券の譲与事業 （支援企業からの寄附による） ※令和元年9月から施行	市内で子ども食堂を運営する団体	市が支援企業から寄附を受けた商品券を、市内で子ども食堂を運営する団体への運営支援のため、商品券を譲与する。 ・子ども食堂開催1回あたり5,000円相当額（1年度上限20万円相当額）	郡山市 こども部こども未来課 TEL 024-924-3801
白河市子ども食堂応援補助金 （R2年度予算額 480千円）	市内に拠点を置き、組織の運営に関する規則、会則等を定めている団体であって、政治、宗教又は営利活動を目的としないもの	市内において、こども食堂を運営する団体に対し、その経費の一部又は全部を補助する。（月額最大2万円）	白河市 保健福祉部こども未来室こども支援課 TEL 0248-22-1111
伊達市子どもの居場所づくりスタートアップ事業 （R2年度予算額 900千円）	公益法人、一般法人、NPO又は任意団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する子どもの居場所づくり事業とする。 （1）事業対象年度の4月1日以降に新たに開設するものであること。 （2）主に18歳未満の子どもの対象に、無料又は低額で居場所を提供すること。 （3）子どもに対し、食事の提供、生活習慣の習得、学習支援、遊び又は体験活動、相談支援等のサービスを提供すること。 （4）食事を提供する場合は、子どもたちの食物アレルギー対策に十分留意し、必要に応じて、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可を受けるなどの措置をとること。 （5）最低限月1回以上開催し、1年以上は継続して事業を実施する見込みがあること。 （6）利用する子どものうち、法人等の構成員の3親等以内の親族はその半数以下であること。 （7）福祉的支援が必要な子ども及びその家庭については、連携をとり、支援につなげること。 （8）営利活動、宗教的活動、政治的活動等は行わないこと	事業者が子どもの居場所を新たに設置する場合に必要な経費について交付するものとし、その額は、対象経費のうち、30万円の範囲内において市長が定める額とする。 （1）礼金その他の子どもの居場所として借り上げる手続に要する費用（敷金、家賃、使用料等は除く。） （2）施設若しくは設備の改修又は修繕にかかる費用 （3）居場所の開設のために必要な備品（1つ10万円以上の物品）又は消耗品購入費 （4）広報にかかる経費 （5）その他の経費（居場所の開設に必要なスタッフの研修費又は営業許可申請等にかかる事務経費等）	伊達市こども支援課 TEL 024-573-5652

<p>伊達市子どもの居場所づくり利用促進事業 (R2年度予算額 200千円)</p>	<p>申請時にすでにこどもの居場所づくり(注)を実施しており、かつ伊達市に事務所及び活動場所を有する団体とする。 (注) こどもの居場所づくり…主に18歳未満の子どもの対象に、無料又は低額で居場所を月1回以上提供し、食事の提供、生活習慣の習得、学習支援、遊び又は体験活動、相談支援等のサービスを提供すること。</p>	<p>伊達市内で実施する子どもの居場所が伊達市の子どもにとって、安全・安心に過ごせる場所であることを周知し、子どもたちの利用促進につながる取り組みであると認めた取り組み。 補助金に係る対象経費は次、補助金交付額の上限を1回当たり2万円とし、年2回までとする。</p>	<p>伊達市こども支援課 TEL 024-573-5652</p>
<p>★西郷村人と地域の絆づくり推進補助金</p>	<p>任意団体、NPO、法人等で公益的な事業を行うもの</p>	<p>地域づくりのための公益的な事業を行う団体等に対し、補助金を交付する。 ※「子どもの居場所づくり」に特化した財政支援ではないが、令和2年度は、子ども食堂を運営する団体から交付申請があり、交付を決定している。(補助額は30万円)</p>	<p>西郷村総務課地域支援係 TEL: 0248-25-1112</p>